

平成23年東北太平洋沖地震等に伴う市営住宅の一時使用許可取扱要領

東北地方太平洋沖地震等によって住宅を失った被災者等に対し、緊急に住宅を確保する必要がある場合、市営住宅を一時的に使用許可することについて、地方自治法第238条の4第4項、昭和39年4月13日付け財第103号総務部長通達「行政財産の使用許可の事務取扱いについて」に基づき、目的外使用許可として下記により取り扱うものとする。

1 対象者

対象者は、平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震により住宅を失った者（以下「被災者等」という。）とし、収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

2 期間

使用許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、やむを得ない理由により許可期間の延長の申し出があった場合には、被災者等の事情に応じて、必要な期間を延長できるものとする。

また、市営住宅の入居者資格を有する者については、当該被災者等の実情に応じ、使用期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

3 使用料

生活再建に多額の費用を要することから、最初の1年間の使用料は免除する。使用許可期間を延長した場合、当該期間の使用料については、必要に応じ減免できるものとする。

敷金相当分については徴収しない。

4 受入れ住宅

市が指定する団地の住宅とする。また、住宅は現状使用とし、入居にあたって特別に修繕は行わないものとする。

5 許可手続

使用許可に当たっては、市営住宅一時使用許可申請書（大規模災害用）、罹災証明書及び誓約書を提出させる。また、やむを得ない理由により許可期間を延長する場合には、市営住宅一時使用期間延長申請書を提出させるものとする。使用料の減免を受ける場合には、減免申請書を提出させるものとする。

6 その他

連帯保証人は不要とする。

附 則

この取扱いは、平成23年3月18日から施行する。